開発事業条例の手続き

まちづくり条例の手続き
（2,000 ㎡以上の開発事業）

	●500 ㎡未満の土地に関する区画の分割	●再開発型開発行為 ●一定規模を超える建築 ●500 ㎡未満の土地に関する特定斜面地の宅地造成・斜面地建築物の建築
●500 ㎡以上の開発行為 ●一定規模（建築物の高さ又は階数）を超える建築等 **●特定土地利用**		
【別表第1】 ●（ア）・（イ）・（ウ）・（エ） ●（カ） **●（セ）・（ソ）・（タ）・（チ）**	●（サ）	●（オ） ●（キ） ●（ク）・（ケ）・（コ）

各課との事前相談・標識の設置の届出
【第 13 条】

事前相談報告書の提出
【第 15 条】

住民説明

近隣住民等への説明
【第 17 条】

周辺住民等への説明申出受付期間※1

※1 周辺住民等への説明申出受付期間は標識設置日の翌日から「近隣住民説明報告書の提出日」から７日以内（土日休日含む）

近隣住民説明実施報告書の提出
【第 18 条】

周辺住民等への説明
【第 20 条】

近隣住民説明実施報告書の確認
【第 19 条】

計画公開等結果報告書の提出
【第 21 条】

計画公開等結果報告書の閲覧
【第 22 条】

計画公開等結果報告書の確認通知
【第 23 条】

開発事業協議申出
【第23条の２】

市長との協議
【第23条の２】

（必要に応じて開催）
開発事業等協議会・都市計画審議会

※都市計画法第 29 条の規定による許可を要する開発事業の場合は、協議がまとまった段階で、開発審査課へ「開発計画概要書」を提出してください。

開発事業適合審査の申請
【第 24 条】

開発基準の適合審査
【第 25 条】

開発基準適合確認通知
【第 26 条】

開発事業に関する協定※2
【第 28 条】

※2
特定土地利用は協定不要

関係法令の手続き

工事着手届の提出
【第 64 条】

工事完了検査の申出
【第 66 条】

工事完了検査
【第 66 条】

工事完了届の申出
【第 64 条】

完了検査通知
【第 66 条】

手続き終了